内国消費税事務に関する国税当局との連絡体制等について

昭和47年7月25日蔵関第1278号

昭和63年12月23日蔵関第1278号

改正 平成4年6月19日蔵関第561号

改正 平成5年6月24日蔵関第657号

改正 平成8年3月31日財関第273号

改正 平成23年3月31日財関第411号

改正 平成31年4月18日財関第515号

改正 令和7年3月31日財関第344号

税関における輸入貨物に係る内国消費税に関する事務を適性、かつ、効率的に行うため、この事務に関する税関と国税当局との間の連絡体制等について下記のように定めたので、昭和47年8月1日から実施されたい。

記

１　税関が国税当局に照会を行う場合の取扱い

⑴　税関において輸入貨物に係る内国肖費税に関する事務について疑義が生じ、国税当局へ照会を行う場合の取扱いは、次によるものとする。

イ　文書によらない照会

　本関における取扱い

ⅰ 本関業務部において疑義を生じた場合には、当該疑義を生じた事務を担当する統括審査官、統括分析官、首席関税鑑査官（首席関税鑑査官を置かない税関にあっては関税鑑査官）又は収納課長（以下｢統括審査官等｣という（統括審査官等にはこれに代わる者を含む｡以下同じ）｡）が最寄りの国税局（沖縄国税事務所を含む｡以下同じ。）に照会するものとし、当該照会事項及びその回答要旨を別紙様式１「連絡票」（以下「連絡票」という。）に記録して、総括担当統括審査官（複数の総括担当統括審査官が置かれている税関にあってはいずれか税関長が指定する者｡総括担当統括審査官が置かれていない税関にあっては管理課長｡以下同じ｡）に提出する｡

ⅱ　上記ⅰの場合において、照会しようとする事項が、当該疑義を生じた事務を担当する部門以外の部門に関係を有する事項である場合その他必要があると認められる場合には、当該統括審査官等は総括担当統括審査官に連絡するものとし、総括担当統括審査官は国税局に照会し、当該照会事項及び回答要旨を連絡票に記録のうえ関係部門に連絡する。

　署所における取扱い

ⅰ　税関支署又は出張所（以下｢署所｣という｡）において疑義を生じた場合には、当該疑義を生じた事務を担当する統括審査官等から本関業務部の担当統括審査官等（当該事項が当該署所の他の部門に関係のある事項である場合その他必要があると認められる場合には、総括担当統括審査官）に照会するものとする｡署所から照会を受けた本関の統括審査官等又は総括担当統括審査官は、上記に準じて国税局に照会し、照会事項及び回答要旨を連絡票に記録のうえ、当該署所に連絡する｡

ⅱ　上記ⅰにかかわらず、署所の所在地が本関から遠隔地にある場合、照会に係る貨物の提示等のため必要がある場合、その他必要がある場合には、署所は、直接最寄りの国税局に照会し、回答を得ても差し支えない｡ この場合には、当該照会事項及び回答要旨を連絡票に記録し、その写し３部を本関の総括担当統括審査官に送付するものとする｡

ロ　文書による照会

　本関における取扱い

過去の先例に照らしても判断が困難なもののうち、今後の重要な先例となるようなものについて疑義を生じた場合には、当該疑義を生じた事務を担当する統括審査官等が総括担当統括審査官を通じて最寄りの国税局に照会するものとする。当該照会の手続は次による。

ⅰ　統括審査官等は、別紙様式2「内国消費税に関する照会・回答書（以下「照会・回答書」という。）」の照会欄に必要な事項を記入し、総括担当統括審査官へ送付する。

ⅱ　総括担当統括審査官は、統括審査官等から送付された照会・回答書を速やかに国税局へ送付する（電子媒体による送付も可）。

ⅲ　文書による照会に対して、輸入手続の迅速な処理等のため国税局から口頭により回答を得た場合には、上記イの「文書によらない照会」に準じて処理することとする。

　署所における取扱い

署所において疑義を生じた場合には、上記イに準じて処理することとする。

⑵　照会した事項等を記録した連絡票及び国税局から返送された照会・回答書は、次により処理する。

イ　総括担当統括審査官は、連絡票（統括審査官等から提出されたもの及び署所から送付されたものを含む｡以下同じ。）及び国税局から返送された照会・回答書を整理・保管するとともに、速やかに統括審査官等及び関税局業務課へ送付する｡

ロ　関税局業務課は、各税関から送付された連絡票及び照会・回答書を整理・保管するとともに、必要に応じ、その内容について国税庁に再確認したうえ、主要なものを取りまとめて各税関に送付する｡

２　税関が関税局業務課に照会を行う場合の取扱い

税税関において、輸入貨物に係る内国消費税に関する事務について、輸入品の特殊事情のために疑義が生じた場合、税関相互間又は国税局相互間の取扱いの調整を要する場合、国税局に照会したところ国税庁に照会されたい旨回答があった場合その他必要がある場合には、関税局業務課に照会するものとする｡

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 総括担当  統括審査官 | 統括審査官等 | 審査官 |
|  |  |  |

別紙様式１

No.

連絡票

令和年月日

税関　　　　　部門

照会者氏名

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 件名 | |  | | | |
| 相手方氏名 | | 国税局（氏名） | | | |
| 照会方法 | | 電話、口頭、文書、その他（ ） | | | |
| 関係法令等 | | 法律、政令、省令、告示、通達、その他（ ）  消、酒、石、た、揮、その他（ ）条 項 号 | | | |
| 進 行 | 接受年月日 | | 令和年月日（依頼部門） | | |
| 照会年月日 | | 令和年月日 | 回答受理年月日 | 令和年月日 |
| 依頼者への  回答年月日 | | 令和年月日 | | |
| （照会事項及び回答要旨） | | | | | |
|  | | | | | |
|  | | | | | |
|  | | | | | |
|  | | | | | |
|  | | | | | |
|  | | | | | |
|  | | | | | |
|  | | | | | |
|  | | | | | |
|  | | | | | |
|  | | | | | |
|  | | | | | |

（規格A4）

連絡票記載要領

この連絡票は、内国消費税に係る事務処理に関して疑義を生じたため、国税局に照会する場合に使用する｡

１　「関係法令等」欄は、照会事項に係る該当法令等を○で囲み、適用条文がある場合はその条、項、号を記入する。

２　「進行」欄の「接受年月日」の項には、本関他部門又は署所から照会があった年月日を記載し、依頼部門名の（　）内に照会のあった部門名又は署所及び依頼者名を記入する。

「照会年月日」の項には、国税局に照会した年月日を記載する。

「回答受理年月日」の項には、国税局から回答を得た年月日を記載する。

「依頼者への回答年月日」の項には、国税局から得た回答を照会のあった部門又は署所に対して連絡した年月日を記載する｡

（別紙様式２）

内国消費税に関する照会・回答書

国税局 殿

税関

（役職） (氏名)

下記の品目に係る内国消費税について照会します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 照会欄 | 照会年月日：　　　　年　　月　　日 | | 整理番号(任意)： | |
| 照会税関： | | 官　　署　： | |
| 担当者役職： | | 担当者氏名： | |
| 照会事項： | | | |
| 貨物概要： | | | |
| （サンプル有・無） | | | |
| 参考： | | | |
| 回答欄 | 回答年月日：　　　　年　　月　　日 | | | 整理番号(任意)： |
| 回答国税局： | | | 官　　署　： |
| 担当者役職： | | | 担当者氏名： |
| 国税局回答： | | | |
| 関係法令等： | | | |
| 本省記入欄 | |  | | |

※記載欄が不足する場合には、別紙（適宜の様式）を使用することとして差し支えない。

内国消費税に関する照会・回答書 記載要領

この「内国消費税に関する照会・回答書」は、内国消費税に係る事務処理に関して疑義を生じたため税関から国税局に照会する場合、及び当該照会について国税局から税関に回答する場合に使用する｡

酒税法における酒類に係る照会については次による。

１　照会欄のうち「貨物概要」には、貨物の商品名、製法・製造工程、原料及びその割合、用途、包装等について記載する。また、貨物の性状、アルコール度数、エキス分、発泡性の有無（有の場合はそのガス圧）のほか、製造工程における加熱の有無、冷蔵の要否、増粘剤、安定剤等の使用の有無についても、確認できる範囲で記載する。

２　照会欄のうち「参考」には、税関による貨物の性状の評価、輸入者等から聞き取った貨物の用途、流通・販売における貨物の商品表示、消費の仕方等について記載する。また、過去に類似貨物に係る照会を行っている場合には、当該照会に係る回答書の写しを参考に添付する。

３　回答欄のうち「国税局回答」には、酒税の課税対象になるか否か、酒税法上のどの種類の酒に分類されるか及びそれらの判断理由について具体的に記載されているか、過去の類似貨物に係る回答と異なる内容となる場合にはその理由についても併せて記載されているか、確認する。

４　回答欄のうち「関係法令等」には、「国税局回答」の判断根拠とした関係法令・通達等について具体的に記載されているか、確認する。